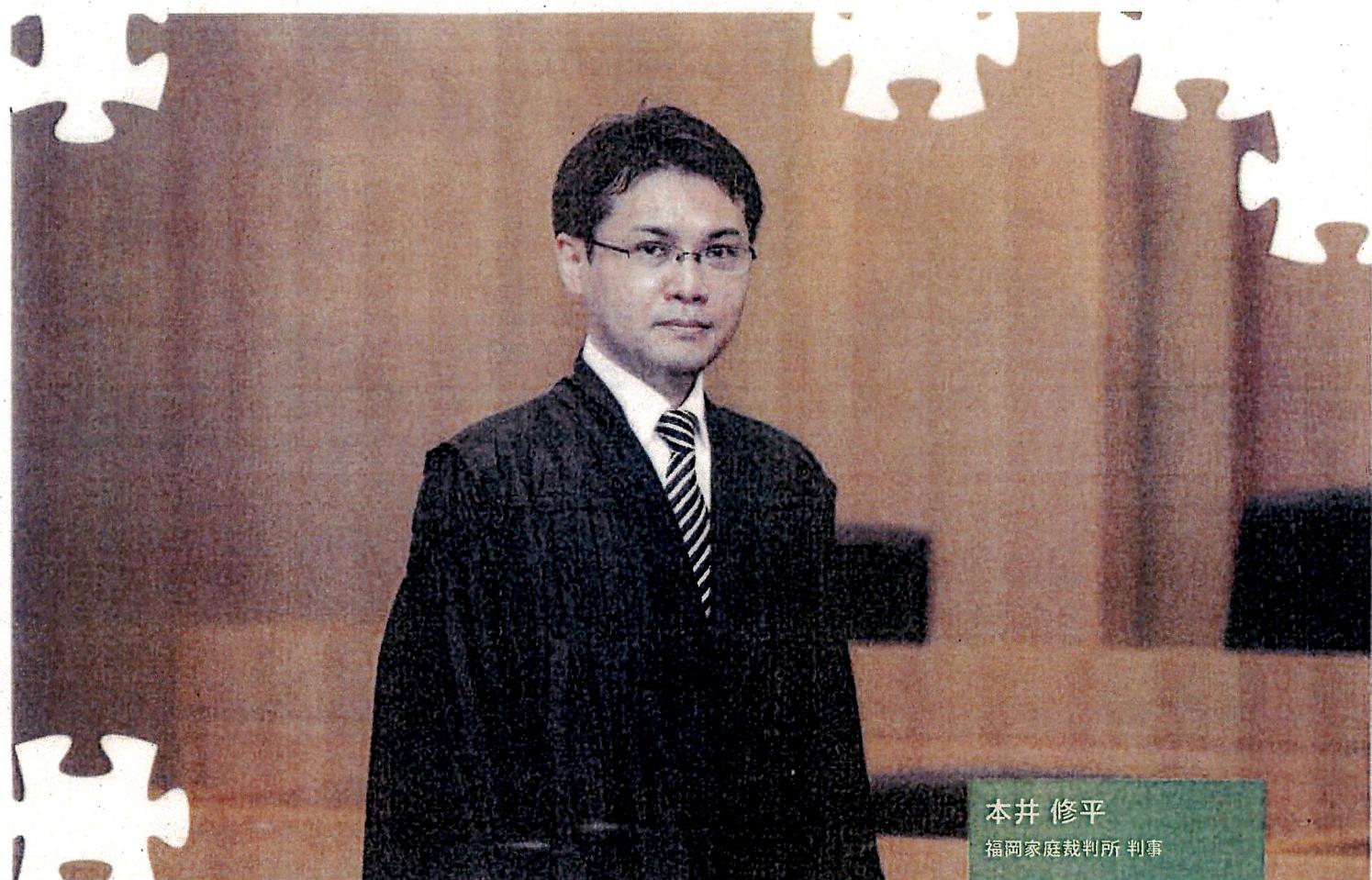


裁判官からのメッセージ

～家庭裁判所調査官との協働～



本井 修平

福岡家庭裁判所 判事

家裁調査官とともに

裁判所は、過去の事実を証拠から認定し、そこに法律を適用して評価を下しますが、家庭裁判所には、当事者のより良い「これから」を考えることも求められます。事件記録を紐解けば正解が出るわけではなく、当事者自身の特性や背後にある人間関係、環境にまで目を向けて、当事者と真摯に向き合い、一人一人に合った解決を導き出さなければなりません。そのための核となるのが、家裁調査官の調査・調整です。家裁調査官は、行動科学の知見等を基に、事実を収集し、その分析・評

価を行い、当事者へ働き掛けますが、裁判官は、その結果を踏まえ、家裁調査官と議論を重ねて解決を一緒に模索します。

解決の方策は様々です。例えば、少年事件で、家裁調査官から指摘された、責任感が強い反面自己肯定感が低く、自己表現が苦手という少年の特性や交友関係の問題を受けて、少年が目標を持って生活を立て直せるかを住み込みでの就労の様子を中心に数か月間観察し、見極めたこともあります。また、家事事件では、子どもと別居親との面会交流の事案で、裁判所内で試行的に面会交流をする際に、子どもの年齢やこれまでの関わり方から、家裁調査官の提案を受けて、いきなり顔を合わせるのではなく、トランシーバーを使ってまずは距離を縮めるところから始めたこともあります。

「ありがとうございました。ここには二度と来ません。」

先に挙げた少年事件で、処分を言い渡し、手続の終了を伝えた後に少年が言った言葉です。ありふれた言葉ですが、初めて会ったときの少年は、こちらの質問に「いや」、「別に」と終始気だるそうに答えていたので、このような言葉が出るとは思いもせぬ、とても印象に残っています。その後執務室に帰り、担当の家裁調査官、書記官と笑顔で少年の様子を振り返ったことも良い思い出です。

当事者の未来のために、私たちとチームを組んであなたの力を発揮してみませんか。

